

○令和6年度随意契約の公表（第3四半期）

令和6年9月末現在

	契約の名称	担当課	契約の概要	契約の相手方の名称	所在地	契約期間	契約金額	随意契約とすることとした理由
1	令和6年度 現和下之町石堂線法面応急工事	建設課	延長 L=21.8m W=5.5 (7.0) m 1. 土工 N= 1 式 2. 大型土のう工 ・耐候性大型土のう2 t (新材) 製作・据付 N= 138 袋 ・耐候性大型土のう2 t (流用材) 据付 N= 17 袋 ・転用 耐候性大型土のう2 t (流用材) 据付 N= 56 袋 ・耐候性大型土のう2 t 撤去 N= 155 袋	株式会社 熊建	西之表市西之表14175	令和6年10月15日 ～令和7年3月18日	5,529,700円	現在工事中である、令和5年度 現和下之町石堂線道路改良工事 5-1工区において、法面の亀裂が発生し、早急に対応する必要がある。上記業者は、上記改良工事の請負業者であり、応急工事の効率的な実施と早急な対応が見込まれるため、随意契約を締結することとしたい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当）
2	令和6年度 西之表市公用車再リース契約（4 t ダンプ）	建設課	次年度当初、同仕様車両の購入を見込んでおり、当該車両の更新までの間、リース期間を延長するものである。 ・再リース 1台（4 t ダンプ） ・再リース期間 1年（12か月間）	有限会社イトウ	西之表市西之表14408番地	令和6年11月1日 ～令和7年10月31日	月額113,960円	4 t ダンプの更新については、当初リース更新を予定していたが、令和6年度においてトータルコストを考慮し、購入による更新を検討した。購入に係る予算については、令和7年度当初予算を予定し、納車までの期間が半年程度と見込まれることから、現在、上記業者と締結しているリース契約を1年延長したいため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
3	令和6年度 農道整備事業用地調査業務委託	農林水産課	農道現和須1号線、現和須2号線、南現和須線、今年川1号線 1. 登記名義人の生存確認 N= 1 式 2. 相続人調査 N= 1 式 3. 名義人表示変更登記申請書作成 N= 1 式	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島市名山町10番22号	令和6年10月15日 ～令和7年2月28日	4,785,000円	鹿児島県土地改良事業団体連合会は、市町村及び土地改良区を会員とする公益法人であり、農村整備事業に関する計画・設計業務を県及び市町村から幅広く受託している。本業務は、農道の改良工事に伴う用地取得に関する土地の相続人調査業務であり、上記の者と契約することで、関係機関との連絡調整を緊密かつ機動的に対応できることから、1者による随意契約とした。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
4	令和6年度「西之表市生まれの牛肉」PR事業委託	経済観光課	本市の魅力的な特産品の一つとして昨年度から取扱いを始めた「西之表市生まれの牛肉」の認知度向上と販路拡大を図るため、購買力のある顧客を有しており、国内外のネットワークや食品・観光情報の知見にも長けている日本航空株式会社へPR業務を委託する。 ①日本航空社員向けイベントの実施 ②情報発信力のある客室乗務員を活用したプロモーション ③日本航空が持つ広告媒体を活用した情報発信 ④西之表市ふるさと納税へのキャンペーン実施	日本航空株式会社 鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市東千石町1-38	契約締結日 ～令和7年1月6日	1,500,000円	令和5年12月から本市の新たな特産品として取扱いを始めた「西之表市生まれの牛肉」の認知度向上と販路拡大を図るため、国内外のネットワークや食品・観光情報の知見を持つ日本航空株式会社へPR業務を委託する。日本航空との連携協定によって経済観光課へ観光推進アドバイザーを派遣していただいていることで、日本航空社員向けイベントの開催が可能であることや客室乗務員による特産品のプロモーション、日本航空が持つ広告媒体を活用した情報発信等を実施する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
5	令和6年度『西之表市史』ダイジェスト版作成コンサルティンク業務委託	企画課	『西之表市史』ダイジェスト版作成に対するコンサルティンク業務 （1）編集企画：編集委員等への執筆内容確認、仕様に関する検討、本文頁振分けに関する検討 （2）執筆 （3）会議への出席	（株）ぎょうせい九州支社	福岡県福岡市早良区百道浜2-4-27 AIビル2階	契約締結日 ～令和7年3月31日	1,155,000円	自治体史ダイジェスト版の確実かつ効率的な作成を計画的に遂行するためには、業務を熟知し、コンサルティング能力を発揮することが必要不可欠である。また、令和元年度から通史編に関する業務を委託しており、業者を変更すると施行が不完全になるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
6	令和6年度 市庁舎リモコンスイッチ（フル2線式）取替修繕	財産監理課	市庁舎の照明を一元的・個別的に点灯、消灯させるためのリモコンスイッチ（フル2線式）については、庁舎建業後29年経過し、スイッチの老朽化に伴う不具合が生じ操作不可となっているものも発生してきているため、取替修繕を行う。	㈱九電工 熊本営業所	西之表市西之表15101番地5	契約締結日 ～令和7年3月31日	5,830,000円	市庁舎の電気設備施工業者は㈱九電工であり、庁舎の配線状況を把握している。また、令和5年度には市庁舎電気設備の図面電子化及び庁舎電気設備予防保全点検でもリモコンスイッチの点検を行い、設備状況を熟知していることから、西之表市随意契約ガイドラインの事例②「特定の設備、技術若しくは技術を有する者又は特定の販売業者と契約しなければ契約の目的を達成できない場合」に該当するため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
7	令和6年度 マツ材線虫予防薬の樹幹注入業務委託	農林水産課	わかさ公園の松林を松くい虫被害から守るためのマツ材線虫予防薬の樹幹注入業務を委託するものである。 業務内容 樹幹注入業務一式 （樹幹注入薬 クリーナグ-ドNE090ml入り 550アツグの施工）	種子島森林組合	西之表市西之表6861番地4	契約締結日 ～令和6年12月27日	2,444,200円	令和5・6年度西之表市物品調達等入札参加資格者名簿「大分類：害虫・鳥獣防除等、小分類：害虫防除（駆除）」に登録の樹幹注入資格を有する市内業者が1者のみであるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）

8	令和6年度 畑地かんがい施設（雑用水）可能性調査業務委託	農林水産課	1. 設計業務（市内全域） ・基本設計 用水路線計画 N＝1式	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島市名山町10番22号	令和6年11月11日 ～令和7年2月14日	2,805,000円	鹿児島県土地改良事業団体連合会は、市町村及び土地改良区を会員とする公益法人であり、農村整備事業に関する計画・設計業務を県及び市町村から幅広く受託している。本業務は、再編交付金による畑地かんがい施設整備事業の一つである農業用水施設整備を10箇所計画する業務である。過去の県営事業でも受託している実績があり、西之表市の地形等も十分に把握していることから、鹿児島県土地改良事業団体連合会と随意契約するものである。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
9	令和6年度 申告受付システム（税務LAN）用スキャナ調達	税務課	スキャナ装置の調達及び設定 ・スキャナ1台の調達 ・申告受付システムと連携し個人と紐づけを行う機能を有し、画像イメージが閲覧できるよう、データベースソフトウェア及び当該ソフトウェアの端末設定作業も含む。	株式会社 九州日立システムズ 南九州支店	鹿児島県鹿児島市山之口町2番30号	契約締結日 ～令和7年1月31日	4,730,000円	当該調達は、すでに導入している申告受付システム（税務LAN）用のスキャナ購入とソフトウェアの更新という密接不可分の関係にあり、同一の者以外の者に設計された場合、既存のシステム等の使用に著しく支障が生じるおそれがあるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
10	令和6年度 旧古田中学校消防設備修繕	財産監理課	旧古田中学校消防設備修繕 受信機P2-5-L 総合盤P型2級（発信機・ベル・表示灯組込） 煙感知器、差動式スポット型感知器、蓄圧型消火器	株式会社九電工熊本営業所	鹿児島県西之表市西之表15101-5	契約締結日 ～令和7年3月31日	1,210,000円	現在、旧古田中学校をサテライト研究室として改修しているため、長年休止している消防設備の早期復旧が必要である。本修繕において必要な旧古田中学校の電気設備については、上記業者が設計・設置を行っており、設備内容を熟知している。そのため電気配線の老朽箇所の調査を行いながら、消防設備の修繕を実施するには、配線関係の詳細を把握している上記業者と随意契約を行う必要があるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
11	令和6年度 種子島家住宅耐震事業（素屋根設置工事）	社会教育課	市指定文化財種子島家住宅の保全・保護のための素屋根の設置及び屋根全体の調査を行う。 ・900枠外部足場組：490㎡ ・素屋根内部ステージ：70㎡ ・素屋根トラス：321㎡ ・トタン張り：321㎡ ・屋根瓦撤去：30人工	株式会社 江藤建設工業	鹿児島市下伊敷1丁目53番16号	令和6年11月15日 ～令和7年3月31日	29,040,000円	市指定文化財である種子島家住宅は建物の傾きが激しく、早急な修繕が必要である。修繕を行うためには素屋根を設置しなければならないが、文化財建造物であることから特殊な工法や経験が重要視される。株式会社江藤建設工業は素屋根設置工事を含めた文化財建造物の修繕全般における知識及び技術を有しており、専門家と共に調査を行っていることから構造等にも精通しているため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
12	令和6年度 防災情報システム設備購入	総務課	平成31年3月に導入した副配信局PC（3台：市総務課防災消防係・総務課秘書広報係・消防署）がPC機器の耐用年数（5年）を超えたため更新する。 また、緊急時の防災業務支援等のため副配信局PCを1台追加する。 なお、本市防災情報システムを運用している東京テレメッセージ株式会社から購入する。	東京テレメッセージ株式会社	東京都港区西新橋二丁目35番3号	契約締結日 ～令和7年3月19日	5,383,710円	市防災情報システム副配信局については、システムを運用する東京テレメッセージ株式会社の情報配信ソフト及び専用ネットワークを使用し、同社によるシステム保守管理・監視等も行われることから、特定の設備、技術若しくは技術を有する者又は特定の販売業者と契約しなければ契約の目的を達成できない場合に該当するため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
13	令和6年度 西之表斎苑出入口建具取替修繕	市民生活課	西之表斎苑の休憩ホール及び炉前ホールの出入口ドアが、昭和60年の建設から40年経過し、老朽化により腐食しているため、取替修繕を行う。	下村サン工業有限会社	西之表市西之表9785番地	契約締結日 ～令和7年3月31日	3,575,000円	本案件は、西之表斎苑の建具の修繕であるが、建具の取替工事を伴うため工事入札参加資格者名簿登録業者から選考する。 令和5・6年度建設工事入札参加資格者名簿において、登録種目が「建具工事」である市内の事業者が、当該相手方のみであるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
14	令和6年度 市庁舎空調用ポンプ取替修繕（冷却水ポンプNo.1・冷温水1次ポンプNo.2）	財産監理課	市庁舎空調用ポンプの点検において、台盤及び軸受ケーシングの発錆、腐食が確認され、老朽化していることから、空調運転に支障を来す可能性があるため冷却水ポンプNo.1、冷温水1次ポンプNo.2の取替修繕を行う。 ※設置後28年経過。（耐用年数15年）	株式会社 稲盛機工店 熊本営業所	西之表市鴨女町29番地6	契約締結日 ～令和7年3月31日	2,640,000円	令和5・6年度建設工事入札参加資格者名簿に登録された、機械器具設置工事における市内業者が1者のみのため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）